

令和7年10月20日

総務部監理課

建設工事に関する現場代理人等の兼務拡大について(お知らせ)

高梁市の建設工事を対象とした現場代理人等の兼務拡大について、今後の取り扱いは次のとおりとしますので、お知らせします。

なお、赤字部分が要件の修正又は緩和箇所です。

1 対象工事

高梁市が発注する**建設工事(災害復旧工事等を除く)**

2 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者の兼務緩和要件については、次のとおりです。

なお、監理技術者はこの特例措置の対象ではありません。

	兼 務 要 件
兼務可能件数	2 件
対 象 工 事	・ 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。 ・ 工事現場の相互の間隔が近接した場所又は高梁市内にある工事
そ の 他	・ 市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

3 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務拡大要件については、次のとおりです。

	兼 務 要 件
① 兼務可能件数	5 件（ただし、契約金額が1件 200 万円以上の工事は3件）以内であること。 ※諸経費調整対象工事は複数件であっても1件とする。
② 請負金額	兼務する工事1件ごとの請負金額(建築一式工事は請負金額の2の分の1の額)が4,500 万円未満であること。
③ 従事可能地域	それぞれの工事現場が高梁市内であること。
④ そ の 他	・ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。但し、市の工事担当課と協議の上、発注者が認める場合には、兼務するいずれかの工事の施工場所で業務に従事できること。
主任技術者との兼務	現場代理人が他の工事の専任を要しない主任技術者を兼務できる。但し、上記①～④現場代理人の兼務拡大要件を全て満

	たすこと。
--	-------

4 提出書類について

兼務に当たり提出が必要な書類は次の通りです。

- ・主任技術者「主任技術者兼務承諾申請書」
- ・現場代理人「現場代理人の兼務申請書」

市発注工事以外の公共工事と兼務する場合

- ・国、県が市発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）

5 施行期日

専任の主任技術者の兼務緩和については令和7年10月20日とします。また、現場代理人の兼務拡大については令和7年10月1日とします。